平成２３年（フ）第３１８３号
愛知県知多郡武豊町字山起95番地１
破産者　岩田　　強
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５６９号
京都府八幡市欽明台西39―４、開始決定時の住所大阪府枚方市楠葉野田３丁目36番14号
破産者　小川　　進
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２４５号
大阪府高槻市明野町15番38号石田グリーンハイム301号、住民票上の住所大阪府高槻市明野町15番38号、開始決定時の住所大阪府高槻市明野町14番１号
破産者　山本　達巳
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３７１号
大阪市東淀川区豊里１丁目11番28―801号
破産者　餝谷　哲理
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６８７１号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目15番１―608号
破産者　髙原　伸司
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０６号
大阪市此花区梅香２丁目７番11―802号、開始決定時の住所大阪市此花区梅香２丁目７番11号　サングレールキャステージ802号
破産者　木村　誠治
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４０８号
大阪府松原市天美東４丁目294番地の３
破産者　坂田　裕介（旧姓有元）
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７６６号
三重県名張市赤目町丈六162番地
破産者　山口小夜子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１９号
大阪府東大阪市友井３丁目４番２号　レジデンス光陽111号、開始決定時の住所大阪府東大阪市友井３丁目６番10号　ニュー古里１階12号
破産者　橋本　昌樹
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９６７号
大阪府大阪狭山市大野台７丁目14番４号
破産者　安陵　悦子
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第８６６号
堺市東区白鷺町１丁24番25―303号
破産者　吉田　勝哉
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１４８７号
大阪府南河内郡太子町大字山田650番地の１―１―203号、開始決定時の住所大阪府南河内郡太子町大字山田565番地の６
破産者　南コスモスこと　南　　浩幸
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６２６号
兵庫県姫路市夢前町菅生澗973番地５、従前の住所兵庫県姫路市緑台２丁目10番８号
破産者　尾川　雅之
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７００号
兵庫県姫路市緑台２丁目10番13号、従前の住所兵庫県姫路市緑台２丁目10番８号
破産者　原田有里子（旧姓尾川）
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第２８８号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目９番30号
破産者　村山　　剛
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１１号
佐賀県佐賀市城内２丁目２番19号、申立時佐賀県佐賀市久保田町久保田2067番地10
破産者　井澤　隆秀
1　決定年月日　平成24年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２号
青森県上北郡七戸町字銀南木85番地１
破産者　岡田　　実
1　決定年月日　平成24年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部